

提出意見及び意見考慮結果・理由等

	御意見	検討結果
1	1. 【背景不足への対策】意見公募文への「2 3行の具体例」の追記 現状の課題：「制度のより円滑な実施が可能となるよう」という文言だけでは、なぜこのタイミングでこの改正が必要なのか分かりません。 容易な改善策：意見公募要領の「1 意見公募の趣旨・目的・背景」の欄に、以下のような具体的な目的や想定されるメリットを2 3行付け足すだけで、説得力が格好に増します。 (文例イメージ) 「…一部改正を行います。具体的には、決算上予期せぬ不足金が生じた際の保証準備金の取り崩し手続き等を明確化することで、不測の事態における迅速かつ機動的な財務処理を可能とし、組合員等に対する信用保証業務の安定的な継続を図るものです。」 2. 【可読性の対策】「資金補填プロセスのフローチャート(概要図)」の添付 現状の課題：新設される条文は「 のときは を取り崩し、なお不足金があるときは 」と、条件分岐が1つの文章(カッコ書きの中)に重なっており、直感的に理解できません。 容易な改善策：条文そのものを修正するのが時間的に難しい場合でも、公示資料(関連資料)として「不足金が発生した際の補填ルート」を視覚的に示した1枚のフローチャート(ポンチ絵)を追加でWebサイト(e-Gv)に掲載することです。 【ステップ1】まず〇〇繰入金を充てる 【ステップ2】それでも足りない場合は、保証準備金を取り崩して充てる 【ステップ3】なお足りない場合は、前年度繰越金を充てる このようにステップ順に図解された資料が1つあるだけで、関係者の理解度は劇的に向上します。 3. 【条文の対策】一文に詰め込まず「。この場合において、」で文章を分割 現状の課題：改正案の文章が、1つの主語・述語の関係の中に何重もの条件が入り組んだ「長文」になっています。 容易な改善策：まだ命令として決定(公布)される前段階ですので、条文の文章を適切な位置で「。」で区切り、接続詞を使って整理する修正を行います。 (修正の方向性) 「 (前項の規定による繰入金をこれに充てる。**この場合において、なお不足金があるときは、**保証準備金の取り崩しによる繰入金をこれに充てるものとし、**これによってもなお不足金があるときは、**前年度から繰り越された…)」 4. 【スケジュールの対策】施行日を「1ヶ月」後ろ倒しにする 現状の課題：8月8日の公募締め切りから10月1日の施行まで、約50日しかなく非常にタイトです。 容易な改善策：附則に書かれている「令和八年十月一日から施行する」という日付を、「令和八年十一月一日」などに変更する、あるいは「公布の日から施行する」(ただし公布を秋以降にする)といった形に修正します。 附則の文字を数文字書き換えるだけですが、これによって意見の精査や、現場への新ルールの周知・準備期間を1ヶ月多く確保できるようになり、手続きの形骸化を防ぐことができます。	本案は、昨今の農業経営の規模拡大等に伴う資金需要の増大に対応し、農業者向け資金の供給促進を支えることを目的としており、類似の法令である、中小漁業融資保証法施行規則(昭和49年大蔵省・農林省令第1号)を参考に、同様の規定を整備するものです。頂戴した意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
	農業信用保証保険制度は 農業者等の資金調達を支える重要な公的仕組みであり 改正により「保証業務に係る損失の処理」をより明確化する趣旨は理解いたします しかしながら 本改正を単なる技術的・会計的なルール整備としてのみ捉えるのではなく 農業信用制度全体が誘導する農業の構造変化という大きな視点から懸念を申し上げます 大規模・企業型農業への誘導が加速するのではないか 保証業務の損失処理を明確化し 準備金の取崩しを整理することは 基金協会や金融機関のリスク許容度を高め 結果として大規模融資・法人向け保証を促進する効果を持つ可能性があります これにより これまで進めてきた種子法廃止 種苗法改定 農業競争力強化支援法などの一連の政策と相まって 小規模家族農業から大規模企業型農業への構造転換がさらに加速する懸念があります 食料主権・地域農業の維持という本来の目的との整合性 農業信用保証保険制度の根本目的は 「農業経営の改善」と「農業の振興」であり 国民の食料安全保障を支えることです	農業信用保証保険制度は、農業者の信用を補完し、必要な資金の円滑な調達を支援するために設けられた制度です。本案は、海外資本や大企業による農地・農業への参入を促すことを意図するものではありません。農林水産省としては、食料安全保障の実現に向け、担い手への農地の集積・集約化を推進することを基本としつつ、農業を副業的に営む経営体など多様な農業者を支えることにより、地域農業及び集落機能の維持を図ってまいります。

2

しかし
競争原理の強い大規模化・効率化を優先すると
地方の小規模農家や多様な在来農業が排除され
結果として食の多様性・地方の維持・有事の生産力が損なわれる恐れがあります

海外資本や大企業による農地・農業への参入が容易になる環境が整いつつある中
信用保証制度がそうした流れを後押しするものであってはなりません

損失処理の明確化の方向性について

今回の改正が
基金協会の健全性向上を目的とするのであれば賛同しますが
それが「より多くの保証を付与しやすくする」ためのものであり
結果として農業の産業化・金融商品化を加速させるのであれば
慎重な検討が必要です

むしろ
小規模農家や新規就農者
環境保全型農業などへの保証がより手厚くなるような配慮（保証料軽減や審査基準の見直しなど）を併せて講じるべきです

本改正の施行に当たっては
農業構造の多様性を維持する観点を明示的に考慮した運用指針を作成してください

基金協会の保証が
大規模法人・企業優位に偏らないよう
小規模・家族経営農家への実効的なアクセス確保策を併せて講じてください

食料安全保障の観点から
海外資本依存を強めるような運用にならないよう
定期的な影響評価を実施してください

国民の食と農は
単なる経済活動ではなく
国家の根幹を成すものです

農業信用保証制度が
真に持続可能で多様な日本の農業を守る方向で機能することを強く望みます

以上
よろしくお願い申し上げます

3	この条文が入る事によって貸し渋り等が発生して日本の農業潰しにつながらないのでしょうか？ 貸し渋り等をしない条文も必要かと思います。	本案は、農業者向け資金の供給促進を支える農業信用保証保険制度の安定的な運営を確保し、もって農業者の資金調達の円滑化を図るものであり、貸し渋り等を生じさせるものではございません。
4	提出意見： 【意見1】 ・該当箇所：意見公募の公示資料全体（解説・概要資料の提供について） ・意見の趣旨： 一般の意見提出者が改正内容を正確に理解し、建設的な意見を寄せられるよう、制度改正の背景、必要性、および具体的な影響を視覚的にまとめた「概要資料（解説資料）」を追加で公表することを提案します。 ・理由および具体的な改善案： 今回の公示資料には「意見公募要領」と「命令案」の新旧対照表のみが掲載されています。しかし、提示された専門的な条文（新旧対照表）のみでは、どのような課題があり、なぜこのタイミングで保証準備金の取り崩しに関する規定を新設・改正する必要があるのかという具体的な背景を読み解くことが困難です。 パブリックコメント制度の趣旨である「行政手続の透明性の向上」および「国民からの有意義な意見集約」をより効果的なものとするため、比較的容易な改善点として、法改正のポイントや想定される具体的な影響を1枚から2枚程度の図表等でまとめた「概要資料」をe-Gov上に速やかに追加掲載することを求めます。 【意見2】 ・該当箇所：農業信用保証保険法施行規則の一部を改正する命令案（新設規定に関する実務上の取扱い） ・意見の趣旨： 新設される「業務経理の損失の処理に係る不足金がおあるときの処理」に関する規定について、実務上の判断基準や手続きを明確にした「運用ガイドライン」または「通達」を、命令の施行までに策定・公表することを提案します。 ・理由および具体的な改善案： 改正案では、不足金の処理に関して新たな規定が設けられていますが、具体的にどのような状況（財政状態や生じた事象）をもって「不足金がおあるとき」と認定するのか、またその際の具体的な事務手続きや関係機関への影響範囲が条文のみでは不透明です。 農業信用保証保険制度のより円滑かつ安定的な実施を担保し、現場の実務担当者や関係機関の予見可能性を高めるため、令和8年10月1日の施行日までに、客観的な判断基準や具体的な運用プロセスを明記した「ガイドライン」等を策定し、広く周知することを改善案として提案いたします。	意見公募の実施方法に対する意見については、今後の参考とさせていただきます。また、制度の周知等の運用面の対応については、頂戴した意見を参考とさせていただきます。
5	制度の整備をすることは大切です。赤字にならないよう農家を守ること国の仕事です	頂戴した意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
6	「農業信用保証保険制度のより円滑な実施が可能となるよう」とのことですが、 ・制度をめぐってどのような環境変化があったのか、 ・現状の制度ではその環境変化になぜ対応できないのか、 ・本改正によってどのようにその環境変化に対応して「円滑な」制度の実施が可能となるのか ・具体的にどのような場合に、本改正により創設される「損失の処理」が行われることを想定しているのか 等、改正の前提が何ら説明されておらず、理解不能であることから、反対します。	本案は、昨今の農業経営の規模拡大に伴う資金需要の増大に対応し、農業者向け資金の供給促進を支えることを目的とするものです。本改正により、農業信用基金協会の保証業務に係る経理において、準備金を取り崩してもなお不足するほどの損失が生じた場合及び前事業年度からの繰越損失がある場合に、農業信用基金協会が繰入金を損失の処理に充てることができる旨を明示し、もって農業信用保証制度のより円滑な実施を図ることとしております。
7	けんめい：のうぎょうしんようほしょうほけんほうしこうきそくのいちぶをかいいせいするめいれいあんにかんするいけん いけん： こんかいのかいせいあんでしんせつされる「ほしょうぎょうむにかかるそんしつのしより」にかんするきてい（じゅんびきんをとりくずしてもなおふそくがあるばあいにくりいれきんをとりくずしてあてることができるむね、およびくりこしふそくきんがあるばあいにくりいれきんをとりくずしてあてることができるむね）について、つよくはなたいします。 りゆうはいかりゆうのとおりです。 1. くりいれきんはあんいにとりくずすべきではありません。 のうぎょうしんようほしょうほけんせいのくりいれきんは、かこのつみたてやこくみんふたんによってけいせいされたきちょうなこうてきしきんです。これをぎょうむのそんしつほてんにあんいにとりくずすことをみとめるのは、せいのけんぜんせいをそこない、しょうらいのざいせいふたんとをぞうだいさせるおそれがあります。そんしつがはっせいしたばあいは、まずぎょうむのこうりつかやほけんりょうりつのみなおしなどでたいおうすべきであり、くりいれきんのとりくずしをあんいにみとめるきていのしんせつにははなたいします。 2. とりくずすのであれば、ひろくこくみんにかんげんすべきです。 かりにどうしてもくりいれきんをとりくずすひつようがあるばあいでも、そのしきんはとくていのぎょうむのそんしつほてんにあててではなく、ひろくこくみんぜんたいにかんげんすべきです。たとえば、ぜいふたんのけいげん（げんぜい）や、こくみんへのちよくせつてきなきゆうふ・かんげんなど、すべてのこくみがじゅえきできるかたちでかつようすることをもとめます。とくていのぎょうかいやぎょうむのあなうめにつかうことは、こうへいせいをかき、こくみのりかいをえられませんが、いじょうのかんでんから、かいせいあんにおけるくりいれきんのおとくずしをみとめるきていはさくじょまたはおおはばにしゅうせいし、とりくずすばあいはこくみんぜんたいへのかんげんをげんそくとするほうこうでのみなおしをつよくもとめます。ごけんとうをおねがいたします。	本案は、昨今の農業経営の規模拡大に伴う資金需要の増大に対応し、農業者向け資金の供給促進を支えることを目的としており、類似の法令である、中小漁業融資保証法施行規則（昭和49年大蔵省・農林省令第1号）を参考に、同様の規定を整備するものです。頂戴した意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、繰入金は過去の利益金が続り入れられたものであり、これを農業信用基金協会の安定的な事業運営に充て、もって農業者の資金調達の円滑化を図ることとしております。

今回、農業信用基金協会の保証業務に係る経理に決算上の不足金が生じた場合、準備金及び繰入金を取り崩して不足金を処理できることを明確化し、農業信用保証保険制度の円滑な運営を図る趣旨については理解します。 しかし、準備金等による損失処理を新たに明文化するのであれば、単に不足金を補填しやすくするだけでなく、なぜ今回この改正が必要となったのか、不足金なぜ生じるのか、不正利用等が含まれていないかを明確にし、再発防止と透明性を同時に確保することを要望します。 1. 今回の改正が必要となった具体的理由を公表すること 意見公募資料では、改正理由について「農業信用保証保険制度のより円滑な実施を図るため」とされていますが、これだけでは、なぜ現在この規定を新設する必要があるのか十分に判断できません。 国民が改正の必要性及び妥当性を判断できるよう、少なくとも次の事項を公表してください。 現在、不足金が発生している農業信用基金協会があるのか 対象となる基金協会数 不足金の総額及び近年の推移 過年度から繰り越されている不足金の規模 保証事故及び代位弁済額の推移 今後、不足金増加が想定される事情の有無 現行制度では不足金処理にどのような支障があるのか なぜ既存制度では対応できず、今回施行規則の改正が必要なのか 具体的な問題が既に発生しているのであれば、その事実と規模を可能な限り明示してください。 単に制度を「円滑化する」と説明するだけでなく、改正の立法事実を明確にし、その必要性を国民が検証できる状態にすることを要望します。 2. 不足金の発生原因を必ず検証すること 準備金又は繰入金を取り崩す場合には、不足金の金額だけでなく、保証事故の発生原因 代位弁済額 求償権の回収状況 保証審査の適否 特定業種・事業者への保証集中 経営管理上の問題 不正利用の有無 を検証してください。 一定額又は一定割合以上の不足金が発生した基金協会には、農林水産省等への詳細報告と再発防止計画の策定を義務付けてください。 損失を準備金によって帳簿上処理することで、原因究明が曖昧になることがない制度とすべきです。 3. 準備金等の安易な取り崩しを防止すること 改正案では、当年度の不足金について準備金を取り崩し、それでも不足する場合には繰入金を取り崩せること、さらに過年度から繰り越された不足金にも繰入金を充当できることとなります。 準備金は将来の保証事故に備える重要な財産であるため、不足金が生じるたびに無制限に取り崩せる運用としてはなりません。 次の事項を明確化してください。 取り崩し可能額の上限 最低限維持すべき準備金水準 取り崩し後の積戻し義務 一定額以上の取り崩しに対する国への事前報告又は承認 財務状況が一定水準を下回った場合の新規保証制限 基金協会の将来の保証能力を損なわないことを最優先してください。 4. 不正利用・虚偽申請等への対策 保証制度を悪用した不正による損失まで準備金で吸収することがないよう、審査・事後確認を強化してください。 特に、 虚偽の事業計画 売上、資産、負債等の虚偽申告 架空取引 名義貸し ペーパーカンパニー 保証資金の目的外使用 関係者間での不自然な資金移動 同一人物による別法人を利用した反復申請 等について厳格に確認してください。 不正が判明した場合には、保証取消し、求償、制度利用停止を徹底し、詐欺その他犯罪の疑いがある場合には警察等へ適切に情報提供・告発してください。 不正によって生じた損失は、準備金で補填して終了させるのではなく、原因者から最大限回収することを原則としてください。	本案は、昨今の農業経営の規模拡大に伴う資金需要の増大に対応し、農業者向け資金の供給促進を支えることを目的としており、類似の法令である、中小漁業融資保証法施行規則（昭和49年大蔵省・農林省令第1号）を参考に、同様の規定を整備するものです。頂戴した意見については、今後の農業信用保証保険制度及び農業信用基金協会の健全かつ安定的な運営に向け参考とさせていただきます。
---	---

5. 外国人・外国法人等が関係する場合を含む実質的支配者の確認

今回の改正案そのものには、外国人・外国法人への保証対象拡大を行う規定は確認できません。したがって、外国人による制度悪用が今回の改正によって新たに可能になると断定することは適切ではありません。

一方、制度全体の不正防止という観点から、保証先法人について必要に応じ、

実質的支配者

主要出資者

資金提供者

親会社・関連会社

最終的な利益帰属先

を確認してください。

国内法人を名目的な申込者として用い、その背後に外国法人、外国政府その他国外主体が存在する場合についても、実質的な支配関係を確認できる制度としてください。

日本人・外国人を問わず、名義貸し、迂回出資、実質的支配者を隠した申請は厳格に排除すべきです。

6. 保証資金の国外流出・目的外利用を防止すること

農業信用保証制度は、我が国の農業経営及び農業金融を支える制度です。

保証を利用して調達した資金が本来の農業目的から外れ、

国外への不自然な送金

関係外国法人への支払い

農業と無関係な事業

投機的取引

関係者への不自然な貸付け

等に利用されることがないよう確認してください。

高額保証案件や不自然な取引については、融資後も資金使途を確認できる制度とし、目的外利用が判明した場合には保証取消し、求償その他必要な措置を講じてください。

7. 悪質な利用者・関係者への責任追及

故意の虚偽申請、不正融資、詐欺的な保証利用等によって基金協会に損失を発生させた者について、準備金で損失を吸収するだけの運用としてはなりません。

不正利用者、共謀事業者その他責任ある者への求償・損害回収を徹底してください。

また、

法人解散

法人名変更

別法人設立

代表者変更

親族等への名義変更

によって制度利用停止等を回避できないよう、代表者、実質的支配者及び関連法人を横断して確認できる仕組みを整備してください。

8. 国による監査・監督を強化すること

一定規模以上の準備金又は繰入金の取り崩しについては、基金協会内部の判断だけで完結させず、農林水産省等が不足金の発生原因及び損失処理の妥当性を確認してください。

特に、

不足金が複数年度継続する

準備金の取り崩しが繰り返される

代位弁済率が他地域より著しく高い

求償権回収率が著しく低い

不正利用事案が複数発生している

基金協会については、国による重点監査を行ってください。

監査では、保証審査、内部統制、リスク管理、求償権回収、役員・関係者との利益相反等についても確認すべきです。

9. 情報公開を充実すること

基金協会ごとに、可能な範囲で、

保証残高

保証事故件数

代位弁済額

求償権回収額及び回収率

不足金額

準備金・繰入金残高

取り崩し額

主な損失発生原因

再発防止措置

を公表してください。

不正利用による保証事故についても、個人情報や捜査への支障に配慮しつつ、件数、金額、不正類型、回収額等を公表してください。

さらに、今回の改正後に準備金等の取り崩しがどの程度増減したのかについても毎年度検証してください。

10. 再発防止を損失処理より優先すること 今回の改正によって不足金を会計上処理しやすくすること自体には一定の合理性があります。 しかし、制度運営上最も重要なのは、不足金を処理することではなく、不足金を可能な限り発生させないことです。 準備金等の取り崩しは最終的な財務処理と位置付け、その前に、 損失原因の分析 責任関係の確認 求償・資金回収 不正利用の調査 保証審査の改善 再発防止策の策定 を実施してください。 11. 結び 農業者の円滑な資金調達を支える農業信用保証保険制度を安定的に維持することには賛成します。 しかし、今回の公表資料では、なぜ現在この損失処理規定を新設する必要があるのか、その具体的背景が十分示されていません。 不足金の発生状況、金額、原因、現行制度上の問題点など、今回の改正を必要とする具体的な事実をまず公表してください。 その上で、準備金等による損失処理を認める場合には、安易な取り崩しを防止し、不正利用、虚偽申請、名義貸し、目的外利用等への監視を強化するとともに、責任ある者への求償を徹底してください。 また、国による監査、実質的支配者の確認、資金使途の追跡及び基金協会別の情報公開を行い、「損失が出ても準備金で処理できるから問題ない」というモラルハザードを生じさせない制度とすることを強く要望します。	
上記のほか、今回の意見募集に直接関係がないため掲載していない御意見が1件ありました。今後の施策の参考とさせていただきます。	